

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品物価高騰対策臨時給付金支給事業	①食料品価格等の物価高騰が続く中、その影響を受けている全村民を対象に現金を支給することで、生活者への支援及び消費の下支えを図る。 ②全村民への給付金及び事務費 ③対象 現金給付 1人5千円×13,150人=65,750千円 事務費 消耗品費100千円、郵送料1,342千円、口座振替手数料671千円、電算委託料3,000千円、会計年度任用職員人件費4,962千円 10,075千円 ④全村民13,150人	R8.4	R9.3
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金臨時減免事業	①物価高騰に直面する生活者に対する支援として水道基本料金を減免する。(公共施設は除く) ②長生広域市町村圏組合への負担金で、水道料金の減免に係る費用 ③2,700円/月×2,860世帯×2ヶ月=15,444,000円のうち千葉県からの交付金を除く1,604千円 ④全村民	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食費負担軽減臨時支援事業(こども園)	①物価高騰の影響による給食材料費の値上げの保護者負担を軽減し、質や量を低下させずに提供できるよう支援する。(教職員は除く) ②給食材料購入に要する経費 ③給食材料費 25,052千円×25%(物価高騰率)×230/291[児童分]=6,263千円 ④こども園の保護者	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食費負担軽減臨時支援事業(小学校)	①物価高騰の影響による給食材料費の値上げの保護者負担を軽減し、質や量を低下させずに提供できるよう国及び都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分について同交付金を活用して支援する。(教職員は除く) ②給食材料購入に要する経費 ③給食材料費 13,087千円×25%(物価高騰率)×454/537[児童分]=2,766千円 ④小学生の保護者	R8.4	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食費負担軽減臨時支援事業(中学校)	①物価高騰の影響による給食材料費の値上げの保護者負担を軽減し、質や量を低下させずに提供できるよう支援する。(教職員は除く) ②給食材料購入に要する経費 ③給食材料費 8,227千円×25%(物価高騰率)×267/306[児童分]=1,795千円 ④中学生の保護者	R8.4	R9.3
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食費負担軽減臨時支援事業(給食センター)	①物価高騰の影響による給食材料費の値上げの保護者負担を軽減し、質や量を低下させずに提供できるよう国及び都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分について同交付金を活用して支援する。(教職員は除く) ②給食材料購入に要する経費 ③給食材料費 38,578千円×25%(物価高騰率)×721/843[児童分]=8,248千円 ④小学校・中学校の保護者	R8.4	R9.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども医療費自己負担臨時助成事業	①物価高騰等に直面する中、乳幼児から高校生の医療に要する費用を負担する保護者に医療費の給付を行い、経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりを進めることを目的とする。 ②助成にかかる事業費 ③子ども医療助成金 3,060千円×12ヶ月=36,720千円 ④本村に住民登録があり、医療保険各法による保険に加入している0歳～高校生(15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)。 対象者:18歳までの児童の保護者	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	高齢者インフルエンザ予防接種自己負担臨時助成事業	①物価高騰の影響を受けている高齢者等に対し、令和8年度インフルエンザ予防接種に係る自己負担額を助成することで、生活者支援を行うとともに、接種しやすい制度とすることで感染症予防に取り組む。 ②一人当たり自己負担額を3千円を助成する。 ③対象者数5,001人 【対象経費】 接種委託料 5,000人×65%×3千円=9,750千円 【総事業費】 委託料 9,750千円 ④65歳以上の住民または60～64歳までの一定の基礎疾患を有する住民	R8.4	R9.3
9	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子どものインフルエンザ予防接種自己負担臨時助成事業	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、令和8年度インフルエンザワクチン予防接種に係る自己負担額を助成することで、生活者支援を行うとともに、接種しやすい制度とすることで感染症予防に取り組む。 ②一人当たり自己負担額3千円を助成する。 ③対象者数1,390人 【対象経費】 接種委託料 6ヶ月以上13歳未満(2回接種) 850人×2回×50%×3千円=2,550千円 13歳～中学2年生(1回接種) 240人×1回×50%×3千円=360千円 中学3年生応援インフルエンザ予防接種(保護者含む) 250人×1回×40%×3千円=300千円 【総事業費】 委託料 3,210千円 ④6ヶ月から中学3年生及び中学3年生の保護者	R8.4	R9.3
10	④消費下支え等を通じた生活者支援	新型コロナウイルス予防接種自己負担臨時助成事業	①物価高騰の影響を受けている高齢者等に対し、令和8年度新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る自己負担額を助成することで、生活者支援を行うとともに、接種しやすい制度とすることで感染症予防に取り組む。 ②一人当たり自己負担額を3千円を助成する。 ③対象者数5,051人 【対象経費】 接種委託料 5,000人×20%×3千円=3,000千円 【総事業費】 委託料 3,000千円 ④65歳以上の住民または60～64歳までの一定の基礎疾患を有する住民	R8.4	R9.3
11	④消費下支え等を通じた生活者支援	带状疱疹ワクチン予防接種自己負担臨時助成事業	①物価高騰の影響を受けている50歳以上の住民に対し、令和8年度带状疱疹ワクチン予防接種に係る自己負担額を助成することで、生活者支援を行うとともに、接種しやすい制度とすることで感染症予防に取り組む。 ②一人当たり自己負担額を4千円又は20千円を助成する。 ③対象者数8,114人 【対象経費】 接種委託料(シングリックス) 200人×2回×10千円=4,000千円 接種委託料(ビケン) 100人×1回×4千円=400千円 【総事業費】 委託料 4,400千円 ④50歳以上の住民	R8.4	R9.3
12	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	RSウイルスワクチン予防接種自己負担臨時助成事業	①物価高騰の影響を受けている妊婦に対し、令和8年度RSワクチン予防接種に係る自己負担額を助成することで、生活者支援を行うとともに、接種しやすい制度とすることで感染症予防に取り組む。 ②一人当たり自己負担額を33千円を助成する。 ③対象者数50人 【対象経費】 50人×33千円=1,650千円 【総事業費】 委託料 1,650千円 ④妊婦である住民	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
13	①食料品の物価高騰に対する特別加算	むらっ子臨時学習支援事業	①物価高騰に伴う子育て支援として、村に住所を有する16歳及び19歳年代の者で、学校教育法に規定する教育施設へ通学する学生及びその保護者等の経済的支援を実施する。 ②一人当たり30千円を給付する。 ③対象者数 228人(16歳108人、19歳120人) 【対象経費】 むらっ子マナビのサポート事業補助金 30千円×228人＝6,840千円 ④16歳及び19歳年代の者で、学校教育法に規定する教育施設へ通学する学生及びその保護者等	R8.4	R9.3
14	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	自給飼料生産拡大臨時支援事業	①物価高騰による影響を受けている畜産農家に対して、自給飼料生産高に応じて助成金を交付する。 ②1aあたり3千円 ③606a×3千円＝1,818千円 ④村内に事業所を有する畜産業者であって自給飼料の生産に取り組むもの	R8.4	R9.3